

田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月11日(木) 午前8時57分から10時07分

2. 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3. 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	山本	久行
	3番	福原	義明
	4番	工藤	浩司
	5番	鈴木	穰
	6番	中山	静子
	7番	白戸	陽平
	8番	田澤	隆
	9番	菊地	卓朗

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	一戸	健策
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

事務局 ただいまより6月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は (憲章唱和 以下略)

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 (会長あいさつ 以下略)

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。4番の工藤浩司委員と5番の鈴木稔委員を指名します。

書記には、事務局の竹内、佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入ります。

議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第18号について、説明いたします。
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件です。

【議案第18号、所有権移転の整理番号10～12について説明】

3ページの所有権移転の整理番号10については、豊蒔地区から南東約450mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、譲受人が取得するものであります。

整理番号11と12については、八反田地区と畑中地区の間に位置する農地であります。

現在、耕作されていないことから、譲受人の要望により、経営規模拡大のため取得するものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。
議案第18号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第18号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第19号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、7番の白戸陽平委員、8番の田澤隆委員、推進委員の白戸卓郎委員、鈴木哲也委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(白戸陽平委員、田澤隆委員、白戸卓郎委員、鈴木哲也委員 退席9:07)

それでは、議案に入ります。

議案第19号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局　　今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が45件、使用貸借権設定が1件です。

【議案第19号、所有権移転の整理番号16～19、賃貸借権設定の整理番号42～86、使用貸借権設定の整理番号2について説明】

5ページの所有権移転の整理番号16については、大根子地区ケイエス青果の農業用施設の南側に隣接する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

整理番号17については、ケイエス青果の農業用施設から北東約70mに位置する農地であります。

同じく、隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

整理番号18については、諏訪堂地区から北東約290mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

6ページの整理番号19については、田舎館地区から東側約830mに位置する農地であります。

新規就農者である譲受人が、ミニトマトの作付けのため、取得するものであります。

7ページの賃貸借権設定の整理番号42については、垂柳地区から南東約600mに位置する農地であります。

期間満了となったため、更新するものであります。

8ページの賃貸借権設定の整理番号43については、境森地区から北西約1kmに位置する農地であります。

これまで、賃借人が個人で借りていましたが、法人を設立したことから、法人へ切り替えるものであります。

整理番号44については、川部農村広場かの道路の向い側と南東約280mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号45については、川部農村広場から東側約130mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

9ページの整理番号46については、JR川部駅から北西約400mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号47については、川部農村広場から東側約200mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

10ページの整理番号48については、境森地区から北側約420mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号49については、境森地区から南東約530mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号50については、境森地区から北西約800mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

11ページの整理番号51については、境森地区から北西約760mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号52については、境森地区から北側約460m、北側約200m、北西約600mと境森地区の西側に隣接する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号53については、境森地区から西側約600m、北側約440mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

12ページの整理番号54については、川部農村広場から北側約300mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号55については、田舎館小学校の南側に隣接する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号56については、JR川部駅から北東約760mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

13ページの整理番号57については、川部農村広場から北側約290m、北側約350mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号58については、土矢倉地区から北西約380mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号59については、境森地区から北西約870mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

14ページの整理番号60については、境森地区から南東約350mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号61については、JR川部駅から北東約970mに位置する農地であります。

これまで、別の人が耕作していましたが、耕作者が体調不良となったことから、賃借人が借り受けることとなりました。

整理番号62については、前田屋敷地区の光田寺保育園から東側約230mに位置する農地であります。

これまで、黒石市の農業者が耕作していましたが、体調不良により解約したため、賃借人が借り受けることとなりました。

15ページの整理番号63については、堂野前地区から北側約220mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

整理番号64については、堂野前地区から北側約220mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

なお、この案件については、整理番号63に関連し、賃貸人から賃借料と物納の希望があり、物納玄米4俵で、10a当たり玄米1俵の面積換算により、4,000㎡となったものであります。

そのため、堂野前字植田52-28を内面積で分けたものであります。

整理番号65については、堂野前地区から北側約220m、北側約100mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

16ページの整理番号66については、堂野前地区から北側約360mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

整理番号67については、堂野前地区から北側約360mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

この案件についても、整理番号66に関連し、賃貸人から賃借料と物納の希望があり、物納玄米4俵で、10a当たり玄米1俵の面積換算により、4,000㎡となったものであります。

そのため、堂野前字村元8-1を内面積で分けたものであります。

整理番号68については、堂野前地区から北側約360m、北側約430mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

17ページの整理番号69については、堂野前地区から北西約330mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

整理番号70については、堂野前地区から北西約330mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

この案件についても、整理番号69に関連し、賃貸人から賃借料と物納の希望があり、物納玄米3俵で、10a当たり玄米1俵の面積換算により、3,000㎡となったものであります。

そのため、堂野前字村元38-2を内面積で分けたものであります。

整理番号71については、堂野前地区から北側約360mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

18ページの整理番号72については、高田地区から西側約420mに位置する農地であります。

作業受委託からの切り替えであります。

整理番号73については、堂野前地区から北西約470mに位置する農地であります。

これまで、堂野前地区の農業者が耕作していましたが、規模縮小により解約したため、賃借人が借り受けることとなりました。

整理番号74については、堂野前地区から北西約470mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

19ページの整理番号75については、堂野前地区から北側約350mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

整理番号76については、堂野前地区から北側約270mに位置する

農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

整理番号77については、堂野前地区から北側約240mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

20ページの整理番号78については、堂野前地区から北西約470m、北側約380m、北側約280mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

整理番号79については、堂野前地区から北西約220m、北側約470mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

21ページの整理番号80については、堂野前地区から北側約330mに位置する農地であります。

前耕作者の解約による設定であります。

なお、この案件については、賃借人が改良区の水利費を支払いするため、10a当たり7,500円の設定としたものであります。

22ページの整理番号81については、前田屋敷地区から北側約590m、北西約570m～1.1km、西側約380mに位置する20筆の農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったため、賃借人が借り受けるものであります。

なお、賃借料10a当たり12,300円のところについては、苗代群の集約であります。

23ページの整理番号82については、東光寺地区のオリテック(株)から南西約330m、前田屋敷地区から北西約420mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったため、賃借人が借り受けるものであります。

整理番号83については、境森地区から北西約880m、川部農村広場から北側約380mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったため、賃借人が借り受けるものであります。

整理番号84については、田舎館中学校の東側約440mと650mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったため、賃借人が借り受けるものであります。

24ページの整理番号85については、境森地区の南西約250m、北側約220m、北東約320m～530mに位置する農地12筆であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったため、賃借人が借り受けるものであります。

整理番号86については、二津屋地区コンビニエンスストアから北東約250mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったため、賃借人が借り受けるものであります。

25ページの使用貸借権設定の整理番号2については、境森地区から北東約230mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となったため、賃借人が借り受けるものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第19号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (一戸健策推進委員)

6ページの譲受人は、5,000㎡以上の農地所有がないため、農地を取得することができないと思うが。

事務局 (佐藤)

農業経営基盤強化促進法においては、所有面積が無くても、新規就農者の場合は、取得できることとなっています。

会 長 他にありませんか。

委 員 (2番 山本久行委員)

一つ目が、13ページの整理番号57について、今回、設定する面積が田んぼ2,756㎡となっているが、そうすると賃貸人の残りの面積は9㎡になるのか。

二つ目が、24ページの整理番号85について、賃貸人の所有する田んぼの面積が15,540㎡となっているが、今回の貸借面積が、16,108㎡であり、所有する面積より多いが、どうしてか。

会 長 暫時、休憩いたします。(9 : 45)
休憩を解き、会議を再開いたします。(9 : 50)

事務局 (佐藤)

一つ目の13ページの整理番号57について、資料に誤りがありませんでした。

資料の修正をお願いします。

和泉字上福岡9-1が現況田になっていますが、畑に修正願います。
今回は、右の賃貸人の耕作面積の田2, 765㎡のうち8-2と9-4を合わせて田2, 193㎡、畑563㎡のうち563㎡の賃貸借権設定であります。

二つ目の24ページの整理番号85についてですが、こちらも誤りがありましたので、修正をお願いします。

境森字東栄田51-3の現況田を畑に修正願います。

よって、賃貸人の耕作面積、田15, 540㎡のうち15, 192㎡、畑2, 418㎡のうち916㎡の賃貸借権設定となります。

会 長 他にありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第19号は議案のとおり決定することとします。

(白戸陽平委員、田澤隆委員、白戸卓郎委員、鈴木哲也委員 着席9 : 58)

次に、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第6号について報告いたします。

【報告第6号、合意解約について説明】

会 長 報告ですが、質問等ありませんか

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第6号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和2年6月11日

田舎館村農業委員会

会長

福士真規 (福士)

議事録署名者

委員

工藤 浩司 (工藤)

委員

鈴木 稔 (鈴木)